

支給認定について

教育・保育施設（認定こども園や新制度幼稚園、保育所（園）及び地域型保育事業）を利用する場合、保護者の申請により、**支給認定**を受ける必要があります。そのなかでも、2・3号認定を受ける場合には、「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

ただし、従来の幼稚園は、支給認定を受ける必要ありません。

◆ 支給認定区分

1号認定	2号認定	3号認定
【教育標準時間認定】 お子さまが満3歳以上で、教育のみを希望する場合	【満3歳以上の児童・保育認定】 お子さまが満3歳～就学前までの児童で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される場合	【満3歳未満の児童・保育認定】 お子さまが0歳～満3歳未満の児童で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される場合
【利用施設】 認定こども園（教育部分） 新制度幼稚園	【利用施設】 認定こども園（保育部分） 保育所（園）	【利用施設】 認定こども園（保育部分） 保育所（園）、地域型保育事業所

◆ 保育を必要とする事由

保育認定を受ける場合、下記のいずれかに該当することが必要です。

① 就労（1ヶ月あたり64時間以上となります。）

フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応。
居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）も含まれます。

1ヶ月の就労時間の状況により、保育標準時間と保育短時間に振り分けられます。

② 妊娠、出産（保育標準時間）

出産（里帰りを含む）による認定期間は、産前産後あわせて4ヶ月となります。

また、妊娠による体調不良などで就労等が出来ず、医師から安静等の診断があった場合も認定を受けられます。

③ 保護者の疾病、障がい

④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護

兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護（就労要件と同等の介護・看護時間が必要となります。）

⑤ 災害復旧

震災、風水害、火災その他の災害を受け、その復旧中。

⑥ 求職活動（保育短時間）

3か月の求職期間（起業準備を含みます。）は、保育認定を受けられます。3か月以内に就労が確認できない場合は、原則退園になります。

⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含みます。）

⑧ 虐待やDVのおそれがあること

育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要であること。ただし、出産時から1年以内に職場復帰または就労することが条件となります。

（保育短時間）

⑩ その他、お子さまを家庭で保育できない特別な理由がある場合

保育を必要とする要件と書類等

父母及び祖父母の状況	必要な書類等
<ul style="list-style-type: none"> 勤めている方（パートを含む） 内職をしている方 <p>※1 65歳未満の祖父母等が同居している場合、祖父母等の書類を求められることがあります。</p>	就労報告書兼証明書 勤務先の雇い主や所属長の方、又は内職の発注者から証明を受けて下さい。 パート等の短時間の就労の場合、月あたりの時間数でお預かりする時間が変わります。 <ul style="list-style-type: none"> 保育標準時間 最大 11 時間まで児童を預かります。 保育短時間 最大 8 時間まで児童を預かります。
自営業の方 農業の方 上記※1のとおり	就労報告書兼証明書 に仕事の内容を記入して下さい。 経営主が記載した就労証明書と直近の確定申告書が必要です。 新規開業の方については開業届（写）
専従者・協力者の方 上記※1のとおり	専従者は専従者届出（写） もしくは確定申告書（写）等の専従者であることが証明できる書類 協力者は、就労の収入を市に申告する旨の同意書の提出
妊娠中または出産の方	母子手帳（写） （母の氏名、出産予定日の記載箇所） [保育認定期間は、出産前後合わせておおむね4ヶ月間まで] 妊娠中の方で保育が必要な場合は、医師等の診断書等
育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な場合	育児休業の証明 就労報告書兼証明書に、勤務先で育児休業期間の証明を受ける。 内容によっては、保育所（園）長・施設長等の意見書が必要。
<ul style="list-style-type: none"> 病気の方 同居家族の介護、看護にあっている方 	病気の内容のわかる書類 （例えば、療養期間のわかる医師の診断・所見を記載した書面） 介護・看護の場合は常時介護・看護が必要とわかる書類
心身に障がいのある方	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等 ※ <u>保育が困難と判断できる実際の障がいの内容</u> を記載した書面を提出して下さい。（医師の診断書が必要な場合があります）
就学、技能習得している方	在学証明書、カリキュラム など保育ができない時間などがわかるもの（4月から学生の場合は、合格通知書の写し等）
求職活動を行う予定の方	申し込みの時は、特に必要な書類はありませんが、保育認定期間内に就労先を決めて、就労報告書兼証明書を提出いただきます。 （ハローワークカード・雇用保険受給証明書のコピーの提出が必要な場合もあります） 【保育認定期間は3ヶ月です】※再延長はありません。
虐待、DVのおそれがある方	保育の必要性がわかる公的機関が発行する証明
災害復旧	罹災証明書等
親族経営にお勤めの場合（パート等）	源泉徴収票・雇用契約書・賃金台帳や（労災保険・雇用保険）加入状況等の資料の提出を求められる場合があります。
【上記の他】29年度内に足利市内に住民票を移す予定の方（新築等）	新築を予定されている方は契約書等の写し等の移動予定月を確認できる書類。その他はこども課まで相談してください。

申込時点で書類が揃わない場合、保育の認定をすることができません。審査の対象外となる場合がありますので、申込時には必ず提出してください。

その他、該当する場合に必要な書類等

在留外国人の方	在留カード 保護者・児童全員のカードの表裏（写）
平成 29 年 1 月 1 日に足利市に住民登録がない場合 （平成 30 年 4 月～8 月に在園）	平成 29 年度所得・課税（非課税）証明証など（平成 29 年度市町村民税額が確認できる書類） ※平成 29 年 1 月 1 日に住民登録があった市町村に交付手続き
平成 30 年 1 月 1 日に足利市に住民登録がない場合 （平成 30 年 9 月～平成 31 年 3 月在園）	平成 30 年度所得・課税（非課税）証明証など（平成 30 年度市町村民税額が確認できる書類） ※平成 30 年 1 月 1 日に住民登録があった市町村に交付手続き

- ※ 課税が足利市以外でされている場合は、課税されている市町村に証明書の交付申請をしてください。
- ※ 同居の祖父母のいる場合、祖父母の課税の証明書が必要になる場合があります。
- ※ 必要な書類の提出が確認できない場合や未申告などで課税情報が確認できない場合は、保育料の算定が正しく行えないため、該当する階層の最高階層の保育料で決定することがあります。必ず、必要書類の提出、速やかな申告を行ってください。
- ※ 世帯構成等が変わった場合（離婚、結婚、死別など）又は、市町村民税額が変わった場合は、保育料が変わることがありますので、必ず申し出てください。

保育を必要とする事由の変更が生じた場合

次のような場合は、申請中・入所（園）中を問わず、市内保育施設等に申し出てください。認定区分が変更になる場合は、「支給認定変更申請書」を発行済みの支給認定証と一緒に提出してください。合わせて変更後の内容が確認できる書類が必要です。

- ① 求職活動をしていたが、就労先が見つかった。
- ② 育児休業を取得していたが、満了となったので職場に復帰したい。
- ③ 会社を辞めてしまった。
- ④ 就労時間が変わった。
- ⑤ 求職中だが3ヶ月以内に就労先が決まらない。
- ⑥ 世帯状況が変わった場合（出生、婚姻、離婚、祖父母と同居、ひとり親家庭、生活保護受給など）
- ⑦ 上記以外の理由も含めて、保育を必要とする事由の変更が生じたら、すみやかに通っている保育所（園）もしくはこども課まで連絡下さい。

※保育認定期間が切れた場合、保育施設の利用ができなくなり、退園となる場合があります。